

# 衆議院法務委員会ニュース

【第213回国会】令和6年4月23日（火）、第14回の委員会が開かれました。

## 1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

・小泉法務大臣、工藤内閣府副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）寺田学君（立憲）、渡辺創君（立憲）、道下大樹君（立憲）、池下卓君（維教）、美延映夫君（維教）、本村伸子君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 寺田学君（立憲）

民法等の一部を改正する法律案

ア 親権の単独行使が可能な「急迫の事情」

a 人工妊娠中絶手術において「急迫の事情」が認められる期間

b 「急迫の事情」に該当しない人工妊娠中絶手術の例

イ 裁判所が父母の一方を親権者と定めなければならない場合の「DVのおそれ」

a DVに対する法務大臣の認識

b 条文に「おそれ」という要件を入れた理由

c 離婚原因がDVであっても共同親権が認められる可能性

d 現にDVが生じている場合は共同親権が認められないことの確認

e 過去の離婚原因がDVである場合でも変更申立てにより共同親権が認められる可能性

f 上記eが認められる場合の「DVのおそれ」を否定する事情の具体例

g 過去にDVがあり父母間で共同親権の合意が無いにもかかわらず裁判所において共同親権への変更が認められる可能性

h 上記gの場合には共同親権とはならないことを明確にする必要性

i 過去にDVがあり父母が共同して親権を行うことが困難と認められる場合には父母間の合意が特に重要視されることの確認

j 改正法施行後の共同親権への変更の審判においてDV被害者の負担を減らす必要性

ウ 共同親権の場合に一方の親による決定事項を相手親が見境なく取り消すことで子を含む関係者の法的安定性が害されるケースへの対応策

### 渡辺創君（立憲）

#### （1） 拘禁刑の創設

ア 刑事施設の収容率の増減の状況に対する法務省の評価

イ 上記アの今後の推移に対する認識

ウ 拘禁刑の導入により従来と異なる処遇が必要となる受刑者の割合

エ 刑務官の研修等の人的な体制整備の進捗状況と課題

オ 施設の整備に対する取組状況と課題

カ 刑事施設の再編整備の基本的な考え方及び進捗状況に対する法務大臣の見解

#### （2） 宮崎刑務所

ア 4月23日に宮崎の地元紙で報道された「宮崎刑務所廃止検討」の事実の有無

イ 拘置支所として新設されることの確認

ウ 拘置支所となる場合の本所となる拘置所及び拘置支所となった後の人的規模

#### （3） 刑務所付設の墓地

ア 全国の刑事施設内で収容中に死亡した者の数及び身寄りがない者への対応の状況

- イ 宮崎刑務所の拘置支所化に併せて住民の要望を踏まえて同刑務所付設の墓地を整理する必要性

#### 道下大樹君（立憲）

##### （１） 人権擁護

- ア 法務省の人権擁護機関における人権相談及び救済制度の概要
- イ 令和５年における人権相談件数及びその類型並びに調査処理件数
- ウ 上記イの調査処理件数の類型別内訳
- エ 人権相談に対する具体的な救済措置の実施方法
- オ 救済措置によっても改善が見られなかった場合の対応
- カ 人権侵犯の認定を受けた杉田水脈衆議院議員がSNS等で自らを正当化する発信を繰り返していることに対する法務省の受け止め
- キ 人権侵犯の認定を受けた上記カのSNS上の当該書き込みを中止又は削除する必要性
- ク 救済措置を講じた人権侵犯事件を法務省がフォローアップしてその徹底を図る必要性

##### （２） いわゆるアイヌ施策推進法

- ア 同法に基づくこれまでの内閣府の取組
- イ 同法に基づく遺骨の返還、教育支援及び生活相談支援の現状
- ウ 川でのサケ漁がアイヌの先住権の一部であることを認めなかった４月１９日の札幌地裁判決に対する内閣府副大臣の見解

#### 池下卓君（維教）

##### （１） 公正証書の作成手続のデジタル化の現状

##### （２） 相手方の同意を得ない婚姻の届出

- ア 婚姻届提出時の本人確認の方法及び千葉県富里市において虚偽の婚姻届が受理された事案の内容
- イ 偽造の婚姻届を提出された被害者による刑事告訴の可否
- ウ 上記イの場合における被害者の他の対抗策
- エ 単独届出時における他方当事者の意思確認方法の改善策及び婚姻の届出のデジタル化の必要性

##### （３） 商事法務研究会が取りまとめた報告書を踏まえて遺言書のデジタル化を検討する必要性

#### 美延映夫君（維教）

##### 民法等の一部を改正する法律案

- ア 父母の離婚時に共同養育計画の作成が可能と考えられる事情の具体例
- イ 身上監護に属する権利義務の一部のみを父母の一方が分掌することの可否
- ウ 養育費、親子交流及び監護の分掌を一つの手続でまとめて取り決めることの可否
- エ 子の居所指定権
  - a 父母の一方を監護者と定めた場合における監護者単独での居所指定を可能とした理由
  - b 上記aの単独での居所指定権が認められるための考慮要素を明確にする必要性
- オ 離婚前における養育講座の受講及び共同養育計画の作成を促進するための方策
- カ 子の利益を確保するためにDV加害者と被害者の双方の親による対等な話し合いを実現するための方策
- キ 一人親世帯における面会交流の取決め率及び履行率並びに本法律案により期待される効果
- ク 離婚後共同親権となる場合に児童扶養手当の支給が削減又は停止される可能性及びその法的根拠

#### 本村伸子君（共産）

## 民法等の一部を改正する法律案

- ア 親権の共同行使及び単独行使の方法についての条文を加えた理由
- イ 共同で行使すべき行為について単独で行使した場合に損害賠償を求められる可能性
- ウ 子又は父母の一方の名義で締結した子の習い事に関する契約を他の親が取り消した場合の効力
- エ 子の習い事についての決定が親権の単独行使が可能な「日常の行為」に当たることの確認
- オ 共同親権の場合に子に関する契約をめぐって双方の親による契約締結と取消しが相次いで行われる「無限ループ」の問題についての法制審議会での議論の状況
- カ 一方の親による過剰な法的権利の求めに対しては共同親権を単独親権に変更することで抑制を図る方針の確認
- キ 上記オの場合に取引の相手方が契約責任を問われる可能性
- ク 共同親権の場合において親権の行使に父母の合意がない場合には裁判所の判断を待つことになり子の利益を害する結果となる可能性
- ケ 上記クの裁判所の判断に要する期間
- コ 監護及び教育に関する「日常の行為」
  - a 子の染髪、食事及び交友関係が「日常の行為」に含まれる可能性
  - b 子の染髪が校則に反し退学等が問題となる場合における共同での親権行使の必要性
  - c 学校側の評価が教育現場における「日常の行為」への該当性の基準になることで子の利益の侵害につながる懸念
- サ 子の宗教教育の選択が「日常の行為」に含まれることの確認
- シ 親による子への信仰の強制の当否についてのこども家庭庁の見解
- ス 子の宗教教育の選択その他の親権行使に当たり子の意思や心情を尊重する必要性についての法務大臣の見解

## 2 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 58 号）

### 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 59 号）

- ・小泉法務大臣から趣旨の説明を聴取しました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。